

令和８年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習（特別支援学校教諭二種免許状）実施要項

1 目的

教育職員免許法の規定に基づき、特別支援学校教諭二種免許状を取得するのに必要な単位を修得させるとともに、教育職員の資質の向上を図る。

2 主催

和歌山県教育委員会

3 講習の種類、期間、会場及び時間配当

※各講座、課程上の位置づけ、講師名等は別紙１参照のこと。

講座Ⅰ 開設科目： 「視覚障害心理」

講習期間： 令和８年７月２７日（月）及び同月２８日（火）

会場名： （紀北会場） 和歌山県 JA ビル
（西牟婁会場） 県立南紀はまゆう支援学校（サテライト会場）
（東牟婁会場） 県立みくまの支援学校（サテライト会場）

住 所： （紀北会場） 和歌山市美園町５－１－１
（西牟婁会場） 西牟婁郡上富田町岩田１７８７－１
（東牟婁会場） 新宮市蜂伏１３－２６

※西牟婁会場、東牟婁会場は、講師と講習会場をオンライン会議システムで接続して講習を実施します。

※テキスト代として１,０００円を当日受付で徴収します。

日程	第１限 9:40～10:45 10:00	休憩	第２・３限 10:55～12:25	昼食	第４・５限 13:25～14:55	休憩	第６・７限 15:05～16:35
7／27 (月)	説明	講義①	講義②③		講義④⑤		講義⑥⑦

日程	第１・２限 9:20～10:50	休憩	第３・４限 11:00～12:30	昼食	第５・６限 13:30～15:00	休憩	第７・８限 15:10～16:40
7／28 (火)	講義⑧⑨		講義⑩⑪		講義⑫⑬		講義⑭⑮

講座Ⅱ 開設科目： 「聴覚障害児の教育課程・指導法」

講習期間： 令和８年８月８日（土）及び同月９日（日）

会場名： （紀北会場） 和歌山県民文化会館
（西牟婁会場） 田辺市ひがし公民館（サテライト会場）
（東牟婁会場） 那智勝浦町天満公民館（サテライト会場）

住 所： （紀北会場） 和歌山市小松原通１－１
（西牟婁会場） 田辺市南新万２８－１
（東牟婁会場） 東牟婁郡那智勝浦町大字天満１９９

※西牟婁会場、東牟婁会場は、講師と講習会場をオンライン会議システムで接続して講習を実施します。

日程	第１限 9:40～10:45 10:00	休憩	第２・３限 10:55～12:25	昼食	第４・５限 13:25～14:55	休憩	第６・７限 15:05～16:35
8／8 (土)	説明	講義①	講義②③		講義④⑤		講義⑥⑦

日程	第１・２限 9:20～10:50	休憩	第３・４限 11:00～12:30	昼食	第５・６限 13:30～15:00	休憩	第７・８限 15:10～16:40
----	---------------------	----	----------------------	----	----------------------	----	----------------------

8 / 9 (日)	講義⑧⑨		講義⑩⑪		講義⑫⑬		講義⑭⑮
--------------	------	--	------	--	------	--	------

講座Ⅲ 開設科目： 「病弱教育総論」

講習期間： 令和8年7月22日（水）及び同月23日（木）

会場名： （紀北会場） 和歌山県民文化会館（サテライト会場）
（西牟婁会場） 県立南紀はまゆう支援学校（サテライト会場）
（東牟婁会場） 県立新宮高等学校（サテライト会場）

住 所： （紀北会場） 和歌山市小松原通1-1
（西牟婁会場） 西牟婁郡上富田町岩田1787-1
（東牟婁会場） 新宮市神倉3-2-39

※3会場ともに、講師と講習会場をオンライン会議システムで接続して講習を実施します。

日程	第1限 9:40～10:45 10:00	休憩	第2・3限 10:55～12:25	昼食	第4・5限 13:25～14:55	休憩	第6・7限 15:05～16:35
7 / 22 (水)	説明	講義①	講義②③		講義④⑤		講義⑥⑦

日程	第1・2限 9:20～10:50	休憩	第3・4限 11:00～12:30	昼食	第5・6限 13:30～15:00	休憩	第7・8限 15:10～16:40
7 / 23 (木)	講義⑧⑨		講義⑩⑪		講義⑫⑬		講義⑭⑮

講座Ⅳ 開設科目： 「知的障害教育総論」

講習期間： 令和8年8月24日（月）及び同月25日（火）

会場名： （紀北会場） 和歌山県民文化会館
（西牟婁会場） 県立南紀はまゆう支援学校（サテライト会場）
（東牟婁会場） 県立みくまの支援学校（サテライト会場）

住 所： （紀北会場） 和歌山市小松原通1-1
（西牟婁会場） 西牟婁郡上富田町岩田1787-1
（東牟婁会場） 新宮市蜂伏13-26

※西牟婁会場、東牟婁会場は、講師と講習会場をオンライン会議システムで接続して講習を実施します。

日程	第1限 9:40～10:45 10:00	休憩	第2・3限 10:55～12:25	昼食	第4・5限 13:25～14:55	休憩	第6・7限 15:05～16:35
8 / 24 (月)	説明	講義①	講義②③		講義④⑤		講義⑥⑦

日程	第1・2限 9:20～10:50	休憩	第3・4限 11:00～12:30	昼食	第5・6限 13:30～15:00	休憩	第7・8限 15:10～16:40
8 / 25 (火)	講義⑧⑨		講義⑩⑪		講義⑫⑬		講義⑭⑮

講座Ⅴ 開設科目： 「LD等教育総論」

講習期間： 令和8年8月17日（月）及び同月18日（火）

会場名： （紀北会場） 和歌山県民文化会館
（西牟婁会場） 県立南紀はまゆう支援学校（サテライト会場）
（東牟婁会場） 県立みくまの支援学校（サテライト会場）

住 所 : (紀北会場) 和歌山市小松原通 1 - 1
(西牟婁会場) 西牟婁郡上富田町岩田 1 7 8 7 - 1
(東牟婁会場) 新宮市蜂伏 1 3 - 2 6

※西牟婁会場、東牟婁会場は、講師と講習会場をオンライン会議システムで接続して講習を実施します。

日程	第1限 9:40～10:45 10:00		休憩	第2・3限 10:55～12:25	昼食	第4・5限 13:25～14:55	休憩	第6・7限 15:05～16:35
8／17 (月)	説明	講義①		講義②③		講義④⑤		講義⑥⑦

日程	第 1 ・ 2 限 9:20～10:50	休憩	第 3 ・ 4 限 11:00～12:30	昼食	第 5 ・ 6 限 13:30～15:00	休憩	第 7 ・ 8 限 15:10～16:40
8 / 1 8 (火)	講義⑧⑨		講義⑩⑪		講義⑫⑬		講義⑭⑮

4 受講者の資格及び決定

小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有し、和歌山県内の特別支援学校、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、幼稚園等に勤務する教職員で、特別支援学校教諭免許状を有しないもの、または特別支援学校教諭免許状の領域追加のために単位修得が必要なものとする。ただし、定員を超える場合は、すでに修得している単位数、在職経験年数等を考慮し県教育委員会が受講者を決定する。

なお、受講会場については、希望を確認した上で、申込状況を考慮し県教育委員会が会場を決定する。

5 受講料

徴収しない。ただし、受講に要するテキスト代及び教材費等は受講者の負担とする。

6 申込手続等

(1) 申込方法

受講の申込は、必ず所属長に確認した後に、「和歌山県電子申請システム [LoGo フォーム]」から行う。

【URL】 <https://logoform.jp/form/WEVN/1552159>

【二次元コード】



申込後 3 日以内を目途にメールが届くため、記載されている URL から「認定講習受講申込書」をダウンロードし、所属長印を押した申込書を、以下により「和歌山県教育庁学校教育局特別支援教育課長（以下「（県）特別支援教育課長」という。）」宛て提出する。

ア 市町村立（学校組合立を含む。）学校勤務者は、所属長から当該市町村教育委員会に提出し、市町村教育委員会は管内の申込者を取りまとめ提出すること。

イ 県立、国立及び私立学校等勤務者は、所属長から直接提出すること。

※具体的な申込、受講決定から受講の流れについては、別紙 3 「申込から受講までの流れ」を参照すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 1 5 日（月）必着

(3) 受講申込の取消し

受講申込後、やむを得ない事情により受講できなくなった者は、「令和 8 年度和歌山県教育

委員会教育職員免許法認定講習受講辞退届」(別記第2号様式)をHPからダウンロードし、
(1)の申込方法に示す手続きに基づき(県)特別支援教育課長宛て提出すること。

7 受講許可等の通知

申請者本人には電子申請システム[LoGo フォーム]にて通知する。

なお、学校長については、以下の方法で通知する。

ア 市町村立学校勤務者については、各市町村教育委員会を通じて、(県)特別支援教育課長から学校長に通知する。

イ 県立、国立及び私立学校等勤務者については、(県)特別支援教育課長から学校長に通知する。

8 単位の授与

各科目とも1単位である。講義時間の5分の4以上出席し、試験又は論文等による成績審査に合格した者に単位を授与する。

9 その他

(1) 公立学校教員の服務上の取扱いについては、この講習の受講に際して教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条第2項の規定により職務に専念する義務を免除されることができ、出勤簿上の取扱いについても義務免扱いとする(週休日は対象外)。

(2) 警報発令等に伴う講座の取扱いについては、受講許可の通知の際に行う。また、講義場所等の変更の連絡がある場合も、同通知内に記載する。

(3) 受講に当たっては、教員としての品位を保ち、講師及び会場の職員に対しては礼節をもって接すること。

(4) 申し込む講座については、講習期間の全日出席可能であることを確認して申し込むこと。

(5) 平成19年4月1日の教育職員免許法の改正により、従前の盲、聾(ろう)、養護学校教諭免許状が特別支援学校教諭免許状に一元化され、本県では新たな制度に基づく講座開設を行ってきた。受講者は、別紙1及び別紙2を参照の上、各自の単位修得状況を確認の上、受講申込を行うこと。

(6) 免許法認定講習単位修得証明書の再交付を願い出る場合は、「和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習単位修得証明書再交付願」(別記第3号様式)に必要事項を記入の上、(県)特別支援教育課長宛て申請すること。

※提出書類等

- ① 教育職員免許法認定講習単位修得証明書再交付願(別記第3号様式)
- ② 手数料(410円分の和歌山県収入証紙を①の交付願に添付)
- ③ 証明書返信用封筒・切手

※留意事項

- ・和歌山県収入証紙の購入が困難な場合は、必要手数料分の郵便為替(無記名のもの)を用意すること。また、手数料は必要金額を過不足なく用意すること。
- ・証明書返信用封筒は定型封筒とし、返送先の住所氏名を記入し、定形郵便物25g以内を郵送するための切手を貼り付けたものを用意すること。